ロ　令第十二条の三の二第五項第二号に掲げる者　次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類
(1)　住民票の写し（平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）
(2)　住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し
(3)　(1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類
二　法第十条の三の二第一項の表の第二号の第一欄に掲げる個人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける個人　同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類
イ　令第十二条の三の二第六項第一号に掲げる者　次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類
(1)　平成二十三年三月十一日における使用者のその者が同日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する証明書
(2)　前号イ(2)に掲げる書類
ロ　令第十二条の三の二第六項第二号に掲げる者　次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していたことを証する書類
(1)　前号ロ(1)又は(2)に掲げる書類
(2)　(1)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していたことを明らかにする書類
三　法第十条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に掲げる個人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける個人　同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類
イ　令第十二条の三の二第八項第一号に掲げる者　その者が第一号イ又はロに掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イ又はロに定める書類
ロ　令第十二条の三の二第八項第二号に掲げる者（同号イに掲げる者に限る。）　次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号イに規定する福島国際研究産業都市区域（(1)及びハにおいて「福島国際研究産業都市区域」という。）の区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類
(1)　平成二十三年三月十一日における使用者のその者が同日において福島国際研究産業都市区域の区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する証明書
(2)　第一号イ(2)に掲げる書類
ハ　令第十二条の三の二第八項第二号に掲げる者（同号ロに掲げる者に限る。）　次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していたことを証する書類
(1)　第一号ロ(1)又は(2)に掲げる書類
(2)　(1)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していたことを明らかにする書類
ニ　令第十二条の三の二第八項第三号に掲げる者　その者が福島復興再生特別措置法施行規則第四十四条第三号に掲げる者に該当するものとして記載された同項第三号に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に係る同令第四十条第一項の申請書の写し又は同令第四十一条第一項の申請書の写し

第三条の三の二を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第十二条の三の二第八項第三号に規定する財務省令で定める者は、同号に規定する個人の同号に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に福島復興再生特別措置法施行規則第四十四条第三号に掲げる者に該当するものとして記載された者とする。

第三条の三中「応じ、当該」を「応じ当該」に改め、同条第一号中「応じ、」を「応じ」に改め、同号ロ中「その勤務することとなった者から提出された」を削り、「掲げる書類」の下に「その他の書類でその者が同日において令第十二条の三の三第三項第一号に規定する避難対象区域（(1)及び次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類」を加え、同号ロ(1)中「同日」を「その者が同日」に、「令第十二条の三の三第三項第一号に規定する避難対象区域（(3)及び次号において「避難対象区域」という。）」を「避難対象区域」に、「同法第二十二条第一項」を「同項」に改め、同号ロ(2)中「回答書（」の下に「その者が」を加え、同号ロ(3)を削る。

第三条の四の見出し中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項中「固定資産」の下に「（所得税法第二条第一項第十八号に規定する固定資産をいう。）」を加え、同条第二項第五号を削る。

第三条の五を次のように改める。

（新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等）

第三条の五　令第十三条第三項に規定する財務省令で定めるものは、前条第一項に規定する減価償却資産とする。

2　法第十一条第四項において準用する法第十条の五第四項に規定する財務省令で定める書類は、法第十一条第一項に規定する開発研究につき次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　その名称及び内容
二　その実施予定期間
三　その実施場所
四　法第十一条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する開発研究用資産の明細

第三条の五の二第一項中「（平成二十四年復興庁令第三号）第四条第一項第四号ロ(2)」を「第十二条第一項第四号ロ(2)」に改め、同条第二項中「第四条第一項第四号ロ(2)」を「第十二条第一項第四号ロ(2)」に改める。